

入会金及び会費徴収基準

I. 入会金

- (1) 正 会 員 50,000円
- (2) 賛 助 会 員 10,000円

II. 会費徴収基準

(1) 正会員会費

- ① 均等割 月額 一律 17,500円
- ② 規模別

(イ) 従業員基準 (毎年12月に実施する調査「会員台帳」の数値を基に算出)

級別	基 準		会費月額	級別	基 準		会費月額
	専業会員	兼業会員			専業会員	兼業会員	
1	400人以上	(200億円以上)	82,500 円	5	100～149	(20～30億円未満)	35,500 円
2	300～399	(150～200億円未満)	71,000	6	50～ 99	(10～20 〃)	17,500
3	200～299	(70～150 〃)	59,000	7	30～ 49	(10億円未満)	7,000
4	150～199	(30～ 70 〃)	47,000	8	29人以下	(〃)	1,000

※従業員数は役員を除く会社全体の在籍人数とする。

※兼業会員 (売上高の半数以上がバルブ以外の製品の場合) は、バルブ売上高による。

(ロ) 売上高基準 (毎年12月に実施する調査「会員台帳」の数値を基に算出)

級別	基 準	会費月額	級別	基 準	会費月額
1	300億円以上	47,000 円	7	30～50億円未満	12,000 円
2	200～300億円未満	41,500	8	20～30 〃	8,500
3	150～200 〃	35,500	9	10～20 〃	4,500
4	100～150 〃	29,500	10	5～10 〃	2,500
5	75～100 〃	23,500	11	3～ 5 〃	2,000
6	50～ 75 〃	17,500	12	3億円未満	1,000

※専業会員：全売上高、 兼業会員：バルブ売上高を基準とする。

- (2) 賛助会員会費 会費年額 60,000円
- (3) 国際標準化協議会費 〃 60,000円

III. 会費徴収方法

会費の徴収方法は、年額を2回に分けて、上期、下期の期首毎に徴収する。